

京都市上下水道局建設キャリアアップシステム試行要領

制定 令和8年 2月 24日

1 目的

本要領は、京都市上下水道局が発注する工事において、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）を利用した工事に関して、必要な事項を定めたものである。

CCUSとは、技能者が、技能、経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録、蓄積し、能力評価につなげる仕組みである。

CCUSの普及、活用により、技能者の処遇改善や現場管理の効率化を図るとともに、建設業の担い手の中長期的な育成及び確保の促進に資することを目的とする。

2 対象工事

上下水道局が発注する工事成績評価対象工事のうち、受注者からCCUSの活用について希望があった工事を対象とする。

受注者は、CCUSの活用を行う場合、契約後、速やかに希望の意思を工事打合せ簿により通知する。

3 実施内容

受注者は、CCUSを活用する場合、以下の内容について全て取り組むこと。

- (1) 事業者登録
- (2) 現場登録（管理者ID登録）
- (3) 技能者登録
- (4) 就業履歴蓄積

現場にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を1名以上蓄積すること

4 履行状況の確認方法

取組の履行状況は以下の基準で確認する。

なお、確認に当たっては、CCUSのシステムから「現場・契約情報」等の帳票及び利用状況の写真の提示を完成検査時に求めるものとする。

- (1) 受注者の事業者登録がされている。
- (2) 受注した現場が登録されている。
- (3) 技能者のうち1名以上が登録している。
- (4) システムが利用されていることが確認できる。（カードタッチ回数は問わない）

5 工事成績

CCUSの活用について、4の全ての履行状況の確認ができた場合は、工事成績評定（創意工夫）において、1点加点する。

また、履行できなかった場合の減点を行わない。

6 CCUS活用に係る費用

CCUS活用に係る費用（登録料、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

7 その他

本要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間での協議により定める。

8 適用

本要領は、令和8年4月1日以降に契約する工事に適用する。